

ノスクマード[®]知財ニュース

7

2019

◆ 韓国 文在寅大統領が200万件目の特許証を手渡し

韓国の文在寅大統領は、200万件目の特許権の発明者らを青瓦台（大統領府）に招き、特許証を自ら手渡した。青瓦台は「米中の貿易紛争や日本の輸出規制など、自国の技術を武器にした技術覇権争いが激しくなっている」として、「こうした対外環境に対応としての知識財産基盤の技術革新の重要性を強調するため」と説明した。なお、特許権が200万件を超えるのは米国や日本、中国などに次ぐ世界7番目となる。

◆ Appleによる手のひら認証についての特許出願が公開

Appleによる、手のひら認証に関する米国特許商標庁への特許出願が公開された。この特許出願は、ディスプレイを備える電子デバイスにおいて、ディスプレイに覆い被せるようにかざした手のひらで生体認証する技術に関するものとなっている。ディスプレイには、情報表示に必要なモジュールのほか、手のひらに向けて光を照射する部分、反射光をとらえるイメージセンサー、生体認証処理を実行するコントローラーなどが備えられている。また、ディスプレイは、光を透過する部分と透過しない部分が組み合わさっており、このような構造にすることで、情報を表示しつつ光を手のひらに照射し、かつ反射光を取得でき、この反射光を解析することで手のひらの凹凸情報を得て、ユーザー認証に利用するという。

◆ 偽ブランドのペット用品等販売で逮捕

「シュプリーム」や「グッチ」などの計8社の偽物のロゴを付したペット用服等を販売目的の所持したとして、長崎県警は、ペットショップ会社（大阪府吹田市）経営の徳長政春容疑者（68）と、長崎市西海町の同社社員、増田佐恵子容疑者（59）を商標法違反の疑いで逮捕した。

両容疑者には、同社が運営するペットショップで、偽ブランドが入ったペット用服など約120点を所持し、商標権を侵害した疑いがある。また、店内にはペット用だけでなく、偽ロゴ入りTシャツやヘアピンも置かれ、1点2千～3千円で売られていたという。

別件の捜査中に店を訪れた警察官が、店内の安価で粗悪な商品を不審に思って捜査を開始。徳長容疑者は容疑を認め、増田容疑者は「自分ひとりでやった」と話しているという。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

8

2019

◆ アマゾンが日本で偽造品撲滅プログラム「Project Zero」提供開始

アマゾンジャパンは、偽造品撲滅プログラム「Project Zero」の日本での提供を開始した。アマゾンのテクノロジーや、ブランドオーナーが保有している知的財産権に関する情報などを組み合わせて開発したものであり、「自動プロテクション機能」「セルフサービスの偽造品削除ツール」「商品のシリアル化」の3つの機能を備えている。

自動プロテクション機能は、製品情報を継続的に自動スキャンして、偽造品の疑いがある製品を検知するものであり、偽造品の疑いがある製品の販売を未然に防ぐことができるとのこと。

また、セルフサービスの偽造品削除ツールは、偽造品の疑いがある製品をブランドオーナー自らがアマゾンのサイト上から削除できるシステムで、商品のシリアル化は、製品の製造および発送の過程で発行したシリアルコードで、アマゾンで販売される製品の真偽を精査できるオプションサービスとなっているという。

◆ 2018 年知的財産権出願件数 WIPO

世界知的所有権機関（WIPO）は、2018年の特許、意匠、商標などの出願状況を調査し、その結果を発表した。この発表によると、全世界の特許出願件数は約332万件で、前年（約316万2300件）の5.2%増、9年連続の増加となっているという。

国別などでみると、中国が総出願件数の46.4%に相当する約154万件（前年同期比11.6%増）と、他国を大きく引き離し首位で、続いて、2位が米国の約60万件（同1.6%減）、3位が日本の約31万件（同1.5%減）、4位が韓国の約21万件（同2.5%増）、5位が欧州特許庁（EPO）の約17万件（同4.7%増）となっている。

◆ タイで「讃岐」などが商標出願される

製麺業者などで構成する本場さぬきうどん協同組合（高松市）は、タイの食品会社が出願した「讃岐」や「SANUKI」を含む商標出願に対して、現地の知的財産局に異議を申し立てたことを発表した。同組合の事業者のうどんがタイで流通しているため、「讃岐」などの商標が登録されると事業に支障が出るおそれがあると判断したという。

同組合は、讃岐うどんが日本の麺料理としてタイでもよく知られ、「讃岐」や「SANUKI」に商標登録を認めないよう求めていく姿勢を明らかにしている。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード[®]知財ニュース

9

2019

◆「無印良品」中国で敗訴

株式会社良品計画の「無印良品」に対し、中国企業が商標の使用差し止めなどを求めていた裁判で、北京の高級人民法院は原告側の訴えを認め、損害賠償として約970万円等の支払いを命じた。中国の裁判は二審制のため、この判決により良品計画の敗訴が確定したことになる。

良品計画によると、無印良品が2005年に中国へ進出した際、タオルやベッドカバーなどの品目については、すでに中国企業によって「無印良品」の商標登録がされていたため、これらの商品は「MUJI」の商標で販売してきたが、2014～2015年に一部の商品が誤って「無印良品」の商標で販売されたという。

この販売に対し、商標権を持つ中国企業が商標権の侵害に基づき提訴し、2017年には知的財産法院の一審判決で原告の訴えが認められ、良品計画が控訴していた。

◆「UCCミルクコーヒー」が色彩のみで商標登録

UCC上島珈琲株式会社は、「UCCミルクコーヒー」のデザインに使われる「茶色、白、赤」の組み合わせについて、色彩のみからなる商標として商標登録したことを発表した。色彩のみからのなる商標の登録は、国内で8番目であり、食品業界では初めてのこととなる。

この商標の3色の色彩は、茶色は「焙煎したコーヒー豆」、白色は「コーヒーの花」、赤色は「熟したコーヒーの実」を表現しているという。

◆ コピー商品撲滅キャンペーン「しっかり調べて Nice Judge!!」特許庁

特許庁は、2020年1月末まで、「しっかり調べて Nice Judge!!」と銘打ったコピー商品撲滅キャンペーンを実施している。このキャンペーンのHPでは、「みなさんが楽しむネットショッピングの中には様々な「コピー商品」があります。「コピー商品」の製造、販売はもちろん悪質な犯罪です。また、購入することも犯罪に加担することになります。楽しく快適なネットショッピングをするために、知らなかったでは済まされない「コピー商品」のことをよく知ることから始めましょう」と案内している。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/2019/index.html>

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>